

## 平成30年度第6回総会（月例）議事録

日 時	平成30年9月28日（金） 午前10時開会																		
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																		
出席委員 （19名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>外園 義興</td> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td>脇田 サトエ</td> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	上四元 正昭	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ		横峯 明人
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	岩元 節朗	上四元 正昭																	
園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修																	
永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄																	
外園 義興	堀之内 薫	村山 利清																	
脇田 サトエ		横峯 明人																	
欠席委員 （0名）																			
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 栗須、徳永、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、取違、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																		
農政総務課	主 査 浜田																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地転用事業計画変更申請に関する件</li> <li>4 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>6 非農地認定に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> </ol>																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> </ol>																		

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第6回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、福永委員、脇田委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～4 ページ 6 件</b>	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、伊敷、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：相手要望、譲渡理由：農業廃止、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、19 番委員お願いします。
19 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 3 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、5 番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、実習農園、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。 譲受人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行う、特定非営利活動法人です。 譲受人は、発達障害児のための、児童発達支援センターを運営しており、日常生活における基本動作訓練や集団適応訓練を行いながら、療育支援事業を行っています。 施設の職員数は 10 名で、通所児童者数は 70 名です。 議案の譲受理由に「実習農園」とありますが、譲受人は、施設から車で 5 分ほどの場所にある申請地を取得し、運営する児童発達支援センターを利用する児童やその保護者に対し、農作物を種まきから収穫まで体験してもらうことにより、発達障害児に対する療育支援事業を行うものです。 これは、不許可の例外規定である農地法施行令第 3 条第 1 項第 1 号ハに該当するため、農地の取得が認められるものでございます。 番号 5 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、6 番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号4号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」6件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>5ページ 1件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：通路、通路17.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・北…市道、南…本人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 3. 農地転用事業計画変更に関する件 6 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 3. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 4. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」谷山の番号 3 号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、13 番委員お願いします。</p>
13 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、許可日：平成 28 年 3 月 7 日、許可番号：農委第 2725 号 119、権利の種別：農地法第 5 条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：建売住宅（1 棟）、変更前の事業計画：建売住宅（2 棟）。棟数 2 棟→1 棟。別件事業計画変更番号 2 一部承継。別件 5 条番号 3 同時申請。</p> <p>番号 2 号、許可日：平成 28 年 3 月 7 日、許可番号：農委第 2725 号 119、権利の種別：農地法第 5 条承継事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：一般住宅、変更前の事業計画：建売住宅（1 棟）。承継人が一般住宅とするため。別件事業計画変更番号 1 縮小変更。別件 5 条番号 3 同時申請。</p> <p>この件につきましては、8 ページ、5 条許可申請 No. 3 と関連がありますので、併せて読み上げます。</p> <p>番号 3 号、転用目的・施設等：一般住宅、住家 1 棟 104.65㎡、庭敷地等 142.35㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人田、西…別件事変申請地、南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上、3 件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西約 2.5 キロに位置する「2 種その他の農地」です。</p> <p>当初事業計画は、不動産業を営む法人が建売住宅 2 棟の建築販売を目的として許可を受け、旗竿地であった従前地の分筆・合筆を行ない、所有権移転登記までは完了しております。</p> <p>その後、同法人の業務実績が振るわず経費削減等の経営見直し等に努めているものの、現状において 2 棟建築に要する経費の工面等が困難であることから、事業計画を建売住宅 1 棟に規模縮小し、残り 1 棟は一般住宅として事業承継により転用しようとするものです。</p> <p>なお、事業承継申請地については、合せて 5 条許可申請書が提出されたものでございます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条番号3号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号3号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>7ページ～16ページ 21件</b>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の20件について審議していただきたいと思えます。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1と2について、この2件は申請地4筆を一体利用し転用することから、併せて説明します。</p> <p>番号1、2号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場625.00㎡、法面728.58㎡、転回場等1,564.48㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、公園、市道、西…原野、山林、南…宅地、他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟49.68㎡、庭敷地等262.32㎡、東…宅地、他人畑、西…市道、北…渡人畑、南…別件5条申請地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟84.46㎡、庭敷地等134.54㎡、東…宅地、渡人畑、西…市道、南…他人畑、北…別件5条申請地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、店舗等、店舗1棟81.51㎡、駐車場等330.49㎡、東…宅地、西…他人畑、南…県道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約10キロに位置する石谷町との町境に位置し、旧鹿児島市が一般ゴミを埋め立てた細田口最終処分場の跡地で、昭和63年に土地改良法による換地処分を受けた、第1種農地の施行区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は、理容師として働いていますが、借家住まいであることから、今回申請地を買受け自営業者として、理容室兼住宅1棟を建築するものです。</p> <p>申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第33条第4条に定めるところの不許可の例外である「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可は止むを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、通路、通路118.22㎡、東…市道、西…北…渡人畑、南…私道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟139.00㎡、庭敷地等355.00㎡、東…里道、他人田、西…北…他人畑、南…墓地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟76.18㎡、庭敷地等173.82㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、贈与、通路、通路74.43㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…市道、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟75.35㎡、庭敷地等172.65㎡、東…市道、西…他人畑、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、賃借権、設定、車両置場、車両置場1,097.00㎡、東…私道、西…河川、南…宅地、北…宅地、雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟59.62㎡、庭敷地314.38㎡、東…市道、他人畑、西…貸人畑、南…他人畑、北…他人畑、雑種地、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟80.34㎡、法面40.17㎡、庭敷地等401.98㎡、東…宅地、西・北…市道、南…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、使用貸借権、設定、資材置場、資材置場737.00㎡、東…他人畑、宅地、西…市道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟123.64㎡、庭敷地等291.36㎡、東…宅地、西・北…渡人畑、南…水路、他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、贈与、通路、通路60.00㎡、東・北…宅地、西…渡人畑、南…渡人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、賃借権、設定、仮設事務所、事務所1棟18.00㎡、資材置場36.00㎡、駐車場等496.00㎡、東・南…他人田、西…市道、北…水路、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟73.70㎡、庭敷地等262.30㎡、東・南…渡人田、西・南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は「第1種農地」に該当します。</p> <p>「第1種農地」は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。



5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟156.51㎡、庭敷地等356.49㎡、東・南…市道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、共同住宅売買、共同住宅1棟105.99㎡、駐車場81.00㎡、庭敷地等84.58㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>譲渡人は、平成21年7月24日付けで5条転用許可を受け、共同住宅1棟を建築した申請地を、今回、譲受人に売却するものです。</p> <p>申請地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまでは、地目変更登記ができず農地のままであるため、所有権移転登記を行う場合は、不動産登記法上、農地法の許可が必要であることから申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号6、19号は第1種、除外審議済の番号16号は、除外後第2種、番号20号は除外後第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が第1種農地である番号6、19号、除外後第1種農地である番号20号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題 5. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件</b> <b>17 ページ 3 件</b>	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>喜入地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件、3 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題 6. 非農地認定に関する件</b> <b>18 ページ～23 ページ 11 件</b>	
議 長	<p>次に、議題 6. 「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、13 番委員お願いします。</p>
13 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、調査結果：真竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>番号 2 号、調査結果：住家 5 棟うち 1 棟 68 年経過、うち 4 棟 40 年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>
7 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 3 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 番委員お願いします。</p>
1 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 4 号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>番号 5 号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>番号 6 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>番号 7 号、調査結果：倉庫 1 棟、30 年経過、現況宅地。</p> <p>番号 8 号、調査結果：唐竹自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、19 番委員お願いします。</p>

1 9 番 委 員	ご報告します。 番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号10号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号11号、調査結果：457：杉、約30年経過、現況山林。461-1：杉、約50年経過、現況山林。577：唐竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」11件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題7. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>24ページ～33ページ 12件</b>	
議 長	次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 32ページ、番号11、33ページ、番号12につきましては、6番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、6番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。  (6番委員離席後)  それでは、番号11、12号につきましては、事務局から説明をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。  32ページをご覧ください。  番号11号、2筆は地目：畑、面積4,237.00㎡、2筆は地目：田、面積3,333.00㎡、計4筆、面積7,570.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。  33ページをご覧ください。  番号12号、地目：畑、面積1,641.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。  平成30年9月30日公告予定です。  これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。  これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号11,12号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。  次の案件の審議に入ります前に、6番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(6番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの10件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>24 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 7 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成 30 年 9 月 30 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 2 件 3,812.00㎡、うち新規 1 件 1,078.00、賃借権 10 件 30,432.00㎡、うち新規 8 件 27,575.00㎡、合計 12 件 34,244.00㎡、うち新規 9 件 28,653.00㎡となっております。</p> <p>次に 25 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。設定期間 3 年、5 年が各 1 件となっております。</p> <p>次に 26 ページをお願いします。</p> <p>これは、24 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 5 年が 6 件、5 年から 10 年未満が 2 件、3 年、10 年が各 1 件となっております。</p> <p>次に 27 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 3 筆、賃借権 28 筆、計 31 筆。面積は、田 9,499.00㎡、畑 9,637.00㎡、樹園地 15,108.00㎡、計 34,244.00㎡うち更新分は、5,591.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 12 人。うち更新分は 3 人となっております。</p> <p>次に 28 ページから 33 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7 番委員どうぞ。</p>
7 番委員	<p>利用権設定で、使用貸借、賃借これはよくわかるのですが、所有権移転が 0 なんですが、利用権設定の所有権移転というのは、どんな場合があるのですか。</p>

事務局	年に1、2件ありますが、担い手農家への農地の所有権移転、そういう場合に、農業経営基盤促進法を使った所有権移転ということで、権利の設定がなされるものです。
7番委員	ごく稀にあるということですね。 所有権移転だったら3条許可かなと思いました。
事務局	3条でも所有権移転はありますが、農業経営基盤促進法を使ったものもごさいます。
7番委員	わかりました。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。  議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>34ページ～37ページ 4件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。34ページです。 照会日：平成30年8月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年8月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、35ページです。 照会日：平成30年9月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年9月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1番委員	報告します。36ページです。 照会日：平成30年8月31日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年9月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
19番委員	報告します。37ページです。 照会日：平成30年9月4日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年9月11日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
<b>2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</b> <b>38ページ 1件</b>	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。

吉野支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>今回の届出の面積は2,631㎡で、2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、8月20日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)2,631㎡、転用目的は宅地分譲です。</p> <p>次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は、農地法第5条転用届出が必要です。」と回答しているところです。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ8月24日に回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p><b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b></p> <p><b>39ページ～40ページ 7件</b></p>	
議長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>39ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。</p> <p>登記地目別では、田8筆、5,104.00㎡、畑13筆、6,081.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が7件。権利の種別は、所有権が7件。農業委員会によるあっせん等は、無が7件となっております。</p> <p>40ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>



<b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>41ページ～47ページ 23件</b>	
<b>事 務 局</b>	<p>41ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、一般住宅が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が16件、駐車場が3件、その他が2件、店舗等が1件、合計22件となっております。</p> <p>42ページは、4条関係1件、43ページから47ページは、5条関係22件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<b>5. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</b> <b>別冊資料2</b>	
<b>事 務 局</b>	<p>報告事項5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進するため、今年6月から農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんに実施していただいている、農地利用の意向確認を内容とする農家の戸別訪問による総点検活動について、今月の月例総会から実績を報告するものです。</p> <p>今回は、7月期として、7月の各地区推進協議会で名簿配付し、実施した戸別訪問実績について報告いたします。</p> <p>この表は、各支局・合計欄ともに2段書きになっており、上の段が当月分として7月期を、下の段が6月期からの累計を記載しております。</p> <p>一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、上の段の7月期については、訪問戸数180戸うち不在5戸、アンケート回答戸数167戸、貸出希望は、16戸470アール、借入希望は、3戸90アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>下の段の累計については、訪問戸数333戸うち不在10戸、アンケート回答戸数315戸、貸出希望は、47戸1,180.9アール、借入希望は、7戸332アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>地区ごとの実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時45分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>(事務連絡1) 県外視察研修についてご説明いたします。</p> <p>「平成30年度 農業委員会県外視察研修について」の資料をご覧ください。</p> <p>1 日程につきましては、予定どおり、11月7日(水)から11月9日(金)までの3日間です。</p> <p>2 視察地は、愛知県「豊橋市」と「碧南市」の農業委員会、三重県伊賀市の「伊賀の里モクモク手づくりファーム」、愛知県大府市「JAあぐりタウンげんきの郷」です。</p> <p>3 参加者につきましては、今月の地区協議会で、今年度の参加対象の方を中心に人選いただいた状況をお示ししてあります。</p> <p>なお、参加者が決定していない地区につきましては、航空券等の準備もありますことから、早めの調整と人選結果の連絡をお願いいたします。</p> <p>このほか、参加者につきましては、10月の総会終了後に説明会を開催し、注意事項の説明や研修報告者を決めていただきます。</p> <p>また、急きょキャンセル等で欠員が生じた場合は、同じ地区内での対応をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>(事務連絡2) 全国農業会議所からの7月豪雨災害義捐金の募集依頼については、皆様にご協力をいただきありがとうございました。総額34,000円を9月13日に全国農業会議所の指定する口座に振り込みました。 この場を借りてお礼申し上げます。</p> <p>(事務連絡3)「農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集」について、ご説明申し上げます。</p> <p>農業委員及び推進委員については、来年4月に任期が終わることから、現在、その手続きについて検討をしておりますので、その概要について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会法に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <p>まず、農業委員についてでございますが、定数は、19人で変更はございません。</p> <p>募集は、市内全域を対象に募集を行いますが、地域ごと等の人数の考え方はこれまでと同様に、谷山地域3人、吉野・伊敷・吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域各2人、中央地域1人、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が1人でございます。</p> <p>なお、農業委員会法により、認定農業者は、10人以上とされております。</p> <p>募集時期は、本年11月を予定しております。</p> <p>今後につきましては、募集の内容をまとめたうえで、10月の各地区の推進協議会において、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、10月の総会において、募集要項について、ご説明させていただきたいと存じます。</p> <p>次に、推進委員についてでございますが、募集時期は、来年2月ごろを予定しておりますことから、今後、運営連絡会と事務局で、募集内容等を整理したうえで、皆様に、ご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>・平成30年度第7回総会（月例）開催日時は、 10月26日（金）午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時50分）</p>